

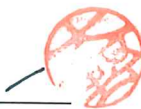
監査報告書

令和6年5月24日

社会福祉法人西春日井福祉会
理事長 今村達雄 殿

監事

小野真一



監事

鈴木邦尚



監事

二村友佳子



私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、必要に応じて会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 法令遵守及び組織統治、事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 法人単位の計算書類及びこれらに対応する附属明細書並びに財産目録に係る会計監査人 監査法人東海会計社 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 全ての計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

令和5年度期末監事監査日程

1 監査項目

- (1) 令和5年度法令遵守・ガバナンス等の報告
- (2) 令和5年度事業報告
事業計画の進捗状況、成果、課題
- (3) 令和5年度決算報告
資産管理、財産管理状況の報告（財務三表、財産目録、決算附属明細書、総勘定元帳、その他報告に必要となる資料一式）

2 日 程

- (1) 第1日目 令和6年5月22日（水）9時30分から16時30分まで
決算報告（大野監事） 9時30分 本部、外国人材確保事業
10時30分 五条の里
13時00分 あいせの里（特養・ケアハウス）
15時00分 かもだの里
- (2) 第2日目 令和6年5月23日（木）9時30分から16時00分まで
法令遵守等（二村監事） 9時30分 全事業
決算報告（大野監事） 13時30分 居宅介護支援事業所（ペガサス・あいせ）
14時30分 ペガサス春日（特養・ケアハウス）
- (3) 第3日目 令和6年5月24日（金）9時30分から16時30分まで
決算報告（大野監事） 9時30分 尾張中部福祉の杜、こだち
13時00分 平安の里
14時30分 清洲の里
事業報告（鈴木監事） 13時30分 全事業
終了後 16時00分 講評

3 監査監事

- (1) 法令遵守・ガバナンス等 二村 友佳子 監事
- (2) 事業報告 鈴木 邦尚 監事
- (2) 会計報告 大野 眞一 監事

4 会 場

法人事務局 4階さくらホール

5 対象職員

- (1) 法令遵守・ガバナンス 法人事務局 総務課、財務課、事業推進課
- (2) 事業報告及び講評 施設長、管理課長及び副施設長、支援長
- (3) 会計報告 会計責任者、出納職員、その他事務員等対応可能な職員2名程度